

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面(62)

【連番72】

2019年5月28日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高橋 典 明

同 吉川 実

同 加納 雄 二

同 田島 義 久

同 崔 信 義

同 定岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

第1 原子力規制委員会の報告徴収命令

原告ら準備書面（42）第1，同準備書面（55）で述べた通り，原子力規制庁や原子力規制委員会からDNP（大山生竹）噴火のマグマ噴出量は被告の想定を大きく上回る10立方キロメートル以上であると指摘された。そして，被告の原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更を生じる可能性があると考えられたために，平成30年12月12日付けで原子力規制委員会から被告に対しDNPの噴出規模と各発電所ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚に関し報告徴収命令が発令された。

その後，被告から前記報告徴収命令に対する報告が提出された（甲全第574号証）。本書面は，この被告の報告に関する原告らの主張を行うものである。

第2 新たな被告のDNP噴火の評価とこれに対する批判

1 新たな評価結果

被告は，マグマ噴出量を11.0立方キロメートルとして評価した結果，降下火砕物の最大層厚は高浜発電所で21.9センチメートル，大飯発電所で19.3センチメートル，美浜発電所で13.5センチメートルとした。この被告の評価の妥当性については，噴出量の想定が原子力規制庁のシミュレーション（12.2立方キロメートル。原告ら準備書面（55）4頁）よりも小さいとか，不確かさを重ね合わせて評価していない（原告ら準備書面（36）40頁参照）などの問題があるが，本書面ではとりあえず被告の上記評価をもとにして降下火砕物の危険性に関する主張をする。

2 被告の評価と許容層厚との関係

被告が評価した最大層厚は，高浜発電所及び美浜発電所の施設の耐力を上回るものである。つまり，大山火山が噴火して火山灰が降れば，発電所の建

屋が壊れたり水が入っているタンクが使えなくなる可能性があるということである。

(1) 高浜発電所（最大層厚 21.9 センチメートル）

高浜 3, 4 号機の外周建屋, 燃料取扱建屋, 原子炉補助建屋, 燃料取扱用水タンク建屋, 復水タンクの許認可ベースの許容層厚は, いずれも 21.9 センチメートル未満である。

高浜 1, 2 号機の原子炉補助建屋, 燃料取扱建屋, ディーゼル建屋, 制御建屋, 燃料取替用水タンクの許容層厚はいずれも 21.9 センチメートル未満である。

(2) 美浜発電所（最大層厚 13.5 センチメートル）

美浜 3 号機の燃料取替用水タンクの許認可ベースの許容層厚は 13.5 センチメートル未満である。

3 被告の主張と批判

そうすると, 被告の評価によっても少なくとも高浜発電所と美浜発電所は新規制基準を満たさなくなり原子力発電所の運転を停止すべきことになる。

これに対して, 被告は次の二つの論理で安全性は確保されていると述べているが, いずれも妥当でない。

(1) 許容層厚の評価方法

ア 被告の主張

被告は, 許容層厚の評価方法を, 建屋については部材評価で, 建屋以外の施設については被告が編み出した実力評価で評価している。そして, その結果「降下火砕物に対する施設の裕度について, 建屋では 28 cm 以上, 機器では 47 cm 以上あると確認しており, 第 3.5.1 表に示す最大層厚はこれを下回っている。」(甲全第 574 号証 15 頁) と述べている。

イ 批判

しかし、許容層厚の評価方法は新規制基準に基づく許認可ベースで行うべきである。許認可ベースではなく被告が設定した評価方法で安全性を評価することになれば、新規制基準や原子力規制委員会の審査を骨抜きにする可能性があるからである。

(2) 大山の噴火可能性

ア 被告の主張

被告は、DNP噴火のマグマ噴出量を11立方キロメートルとしたとしても、発達史的分類、地下構造などからすれば「仮に今回噴出量を算出したDNPと同等規模の噴火が今後、発生するとしても、(中略)次の噴火までには十分な時間的余裕があると考えられ、発電所運用期間中に今回噴出量を算出したDNP規模の噴火の可能性は十分低いと考えられる。」(甲全第574号証22頁)と述べている。

イ 批判

しかし、原子力発電所の安全性の審査において、発達史的分類や地下構造といった仮説的・不確実な情報から大規模な噴火を予測することは適切でないことは既に原告ら準備書面(36)32～37頁や同準備書面(42)7頁以下で述べた通りである。

また、被告は設置変更許可申請の際にはDNP噴火と同程度の噴火が起こりうることを想定して最大層厚を評価していた。ところが、原子力規制委員会からDNP噴火の規模の評価の修正を迫られると、DNP規模の噴火の可能性は十分低いと変説した。このような被告の態度は、ご都合主義的であるという非難を免れない。被告は、大山火山において大規模な噴火は起こらないという結論ありきの主張をしていると言わざるを得ない。

以上